

令和7年第3回かほく市議会定例会議案

(その1)

令和7年第3回かほく市議会定例会提出議案一覧表（その1）

議案第49号	令和7年度かほく市一般会計補正予算（第4号）	1
議案第50号	令和7年度かほく市水道事業会計補正予算（第1号）	19
議案第51号	令和7年度かほく市下水道事業会計補正予算（第2号）	25

令和7年度 かほく市一般会計補正予算（第4号）

議案第 4 9 号

令和 7 年度 かほく市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度のかほく市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1, 7 6 6, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		69,064	45	69,109
	1. 負担金	69,064	45	69,109
15. 国庫支出金		3,082,432	1,964	3,084,396
	1. 国庫負担金	1,886,219	1,150	1,887,369
	2. 国庫補助金	1,187,619	814	1,188,433
16. 県支出金		2,055,709	16,202	2,071,911
	1. 県負担金	680,587	575	681,162
	2. 県補助金	1,175,309	15,627	1,190,936
18. 寄附金		403,572	1,237	404,809
	1. 寄附金	403,572	1,237	404,809
19. 繰入金		1,344,501	2,067	1,346,568
	2. 基金繰入金	1,344,499	2,067	1,346,566
20. 繰越金		48,388	200,885	249,273
	1. 繰越金	48,388	200,885	249,273
21. 諸収入		311,708	1,000	312,708
	5. 雑入	289,932	1,000	290,932
22. 市債		1,712,700	206,600	1,919,300
	1. 市債	1,712,700	206,600	1,919,300
歳入合計		21,336,000	430,000	21,766,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,464,981	79,478	2,544,459
	1. 総務管理費	1,993,339	69,214	2,062,553
	2. 徴税費	193,807	9,450	203,257
	3. 戸籍住民基本台帳費	132,945	814	133,759
3. 民生費		7,281,458	240	7,281,698
	1. 社会福祉費	3,133,187	240	3,133,427
4. 衛生費		1,226,251	74,800	1,301,051
	1. 保健衛生費	865,531	74,300	939,831
	2. 清掃費	347,170	500	347,670
7. 商工費		307,296	35,292	342,588
	1. 商工費	307,296	35,292	342,588
9. 消防費		1,796,018	40,279	1,836,297
	1. 消防費	1,796,018	40,279	1,836,297
10. 教育費		2,641,516	198,411	2,839,927
	2. 小学校費	483,437	119,147	602,584
	3. 中学校費	331,423	8,356	339,779
	4. 社会教育費	450,435	69,929	520,364
	6. 学校給食費	429,460	979	430,439
11. 災害復旧費		677,467	1,500	678,967
	2. 農林水産施設災害復旧費	67,377	1,500	68,877
歳 出 合 計		21,336,000	430,000	21,766,000

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
地域防災計画等改正業務	令和 8 年度	23,000千円
七塚生涯学習センター設備改修事業	令和 8 年度	26,000千円

第3表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地農業用施設 災害復旧事業	1,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ケーブルテレビ 整備事業	31,100	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	36,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
消防庁舎整備事業	900				33,300			
外日角小学校整備事業	8,700				98,300			
公民館施設整備事業	4,000				4,300			
七塚生涯学習センター 整備事業	3,100				54,400			
海と渚の博物館 整備事業	1,000				28,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金	69,064	45	69,109
15. 国庫支出金	3,082,432	1,964	3,084,396
16. 県支出金	2,055,709	16,202	2,071,911
18. 寄附金	403,572	1,237	404,809
19. 繰入金	1,344,501	2,067	1,346,568
20. 繰越金	48,388	200,885	249,273
21. 諸収入	311,708	1,000	312,708
22. 市債	1,712,700	206,600	1,919,300
歳入合計	21,336,000	430,000	21,766,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,464,981	79,478	2,544,459	814	4,900	500	73,264
3. 民生費	7,281,458	240	7,281,698	0	0	0	240
4. 衛生費	1,226,251	74,800	1,301,051	12,183	0	1,000	61,617
7. 商工費	307,296	35,292	342,588	596	0	0	34,696
9. 消防費	1,796,018	40,279	1,836,297	4,573	32,400	2,467	839
10. 教育費	2,641,516	198,411	2,839,927	0	168,300	337	29,774
11. 災害復旧費	677,467	1,500	678,967	0	1,000	45	455
歳 出 合 計	21,336,000	430,000	21,766,000	18,166	206,600	4,349	200,885

2. 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金 (項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 災害復旧費負担金	0	45	45	1 農林水産業施設災害復旧費負担金	45	農地災害復旧費地元負担金 45
計	69,064	45	69,109			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

2 衛生費国庫負担金	750	1,150	1,900	1 保健衛生費負担金	1,150	未熟児養育医療費負担金 1,150
計	1,886,219	1,150	1,887,369			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	347,581	814	348,395	2 戸籍住民基本台帳費補助金	814	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 814
計	1,187,619	814	1,188,433			

(款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金

3 衛生費県負担金	375	575	950	1 保健衛生費負担金	575	未熟児養育医療費負担金 575
計	680,587	575	681,162			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	41,828	10,458	52,286	1 保健衛生費補助金	10,458	乳幼児医療費給付費補助金 10,458
8 消防費県補助金	658,836	4,573	663,409	1 消防費補助金	4,573	消防団活動装備強化費補助金 440 能登創造的復興支援交付金 4,133
9 商工費県補助金	0	596	596	1 観光費補助金	596	いしかわの新たな観光スタイル支援事業補助金 596
計	1,175,309	15,627	1,190,936			

(款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	400,001	1,000	401,001	3 企業版ふるさと納税寄附金	1,000	企業版ふるさと納税寄附金 1,000
2 教育費寄附金	3,571	237	3,808	1 社会教育費寄附金	237	公民館改修寄附金 237
計	403,572	1,237	404,809			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

11 能登半島地震復興基金繰入金	51,450	2,067	53,517	1 能登半島地震復興基金繰入金	2,067	能登半島地震復興基金繰入金 2,067
計	1,344,499	2,067	1,346,566			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	48,388	200,885	249,273	1 前年度繰越金	200,885	前年度繰越金 200,885
計	48,388	200,885	249,273			

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

3 雑入	289,270	1,000	290,270	3 衛生費雑入	1,000	未熟児養育医療費負担金 1,000
計	289,932	1,000	290,932			

(款) 22 市債 (項) 1 市債

1 総務債	49,000	4,900	53,900	1 総務管理債	4,900	ケーブルテレビ整備事業債 4,900
7 消防債	63,100	32,400	95,500	1 消防債	32,400	消防庁舎整備事業債 32,400
8 教育債	225,400	168,300	393,700	1 小学校債	89,600	外日角小学校整備事業債 89,600
				3 社会教育債	78,700	海と渚の博物館整備事業債 27,100
						公民館施設整備事業債 300
						七塚生涯学習センター整備事業債 51,300

(款) 22 市債 (項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(教育債)				(社会教育債)		
9 災害復旧債	294,200	1,000	295,200	2 農林水産業施設災害復旧事業債	1,000	農地農業用施設災害復旧事業債 1,000
計	1,712,700	206,600	1,919,300			

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	730,790	1,760	732,550				1,760	12 委託料	1,760	○一般管理事務費 1,760 12 委託料 1,760 電算処理システム開発委託料 1,760
7 企画費	185,871	60,500	246,371			500	60,000	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	500 60,000	○企画調整事業 500 12 委託料 500 企業版ふるさと納税活用業務委託料 500 ○定住促進事業 60,000 18 負担金、補助及び交付金 60,000 定住促進奨励金 60,000
8 情報化推進費	334,708	6,415	341,123		4,900		1,515	12 委託料	6,415	○ケーブルテレビ事業 6,415 12 委託料 6,415 引込工事委託料 2,466 光ケーブル移設委託料 3,949
13 諸費	242,804	539	243,343				539	18 負担金、補助及び交付金	539	○自治振興事業 539 18 負担金、補助及び交付金 539 地区集会施設整備事業補助金 539
計	1,993,339	69,214	2,062,553		4,900	500	63,814			

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税费

1 税務総務費	118,520	9,450	127,970				9,450	22 償還金、利子及び割引料	9,450	○税務総務事務費 9,450 22 償還金、利子及び割引料 9,450 過誤納金還付金 9,450
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	----------------	-------	---

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	193,807	9,450	203,257				9,450			

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	132,945	814	133,759	814				12 委託料	814	○戸籍システム管理事業 814 12 委託料 814 電算処理システム開発委託料 814
計	132,945	814	133,759	814						

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

3 高齢者福祉費	164,308	240	164,548				240	18 負担金、補助及び交付金	240	○老人福祉事業 240 18 負担金、補助及び交付金 240 全国健康福祉祭参加費助成金 240
計	3,133,187	240	3,133,427				240			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	363,128	60,000	423,128	10,458			49,542	19 扶助費	60,000	○子ども医療費助成事業 60,000 19 扶助費 60,000 子ども医療給付費 60,000
2 健康推進費	381,963	3,300	385,263	1,725		1,000	575	19 扶助費	3,300	○母子保健事業 3,300 19 扶助費 3,300 未熟児養育医療費給付費 3,300
3 環境衛生費	120,440	11,000	131,440				11,000	18 負担金、補助及び交付金	11,000	○環境保全対策事業 6,000 18 負担金、補助及び交付金 6,000 空家等対策補助金 6,000

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
(環境衛生費)							(負担金、補助及び交付金)		○カーボンニュートラル推進事業 5,000 18 負担金、補助及び交付金 5,000 太陽光発電システム等設置補助金 5,000	
計	865,531	74,300	939,831	12,183		1,000	61,117			

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

1 清掃総務費	2,810	500	3,310				500	18 負担金、補助及び交付金	500	○ごみ減量化推進事業 500 18 負担金、補助及び交付金 500 ごみ集積保管箱整備費補助金 500
計	347,170	500	347,670				500			

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

2 商工業振興費	223,478	34,100	257,578				34,100	18 負担金、補助及び交付金	34,100	○商工業振興対策事業 34,100 18 負担金、補助及び交付金 34,100 商工業振興助成事業補助金 33,500 商工会地域総合振興事業補助金 600
3 観光費	30,848	1,192	32,040	596			596	18 負担金、補助及び交付金	1,192	○観光振興対策事業 1,192 18 負担金、補助及び交付金 1,192 いしかわの新たな観光スタイル 開発支援事業費補助金 1,192

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(観光費)								(負担金、補助及び交付金)		
計	307,296	35,292	342,588	596			34,696			

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

1 常備消防費	509,531	32,759	542,290		32,400		359	12 委託料	1,948	○常備消防一般管理費	298
								14 工事請負費	30,811	12 委託料	298
										14 工事請負費	298
										12 委託料	1,650
										設計監理委託料	1,650
										14 工事請負費	30,811
										工事請負費	30,811
2 非常備消防費	33,635	1,320	34,955	440			880	10 需用費	1,320	○非常備消防活動事業	1,320
										10 需用費	1,320
										被服費	1,320
4 災害対策費	1,222,431	6,200	1,228,631	4,133		2,467	△400	1 報酬	182	○危機対策事業	6,200
								10 需用費	18	1 報酬	182
								12 委託料	6,000	能登半島地震災害対応検証専門委員会委員報酬	182
										10 需用費	18
										会議費	18
										12 委託料	6,000
										計画策定委託料	6,000
計	1,796,018	40,279	1,836,297	4,573	32,400	2,467	839				

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

1 学校管理費	207,272	2,393	209,665				2,393	17 備品購入費	2,393	○小学校総合管理費	2,393
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	----------	-------	-----------	-------

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(学校管理費)							(備品購入費)		17 備品購入費 2,393 施設備品購入費 2,393	
2 教育振興費	190,415	462	190,877				462	10 需用費 462	○学校ICT推進事業 462 10 需用費 462 修繕費 462	
3 学校整備費	85,750	116,292	202,042		89,600		26,692	14 工事請負費 116,292	○外日角小学校整備事業 116,292 14 工事請負費 116,292 工事請負費 116,292	
計	483,437	119,147	602,584		89,600		29,547			

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

1 学校管理費	189,522	3,125	192,647				3,125	17 備品購入費 3,125	○中学校総合管理費 3,125 17 備品購入費 3,125 施設備品購入費 3,125
2 教育振興費	141,901	5,231	147,132				5,231	10 需用費 231	○部活動・地域クラブ活動推進事業 5,000 18 負担金、補助及び交付金 5,000 大会出場派遣費補助金 5,000 ○学校ICT推進事業 231 10 需用費 231 修繕費 231
								18 負担金、補助及び交付金 5,000	
計	331,423	8,356	339,779				8,356		

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

2 公民館費	26,647	636	27,283		300	237	99	14 工事請負費 636	○公民館管理運営事業 636
--------	--------	-----	--------	--	-----	-----	----	--------------	----------------

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(公民館費)							(工事請負費)		14 工事請負費 636 工事請負費 636	
4 生涯学習センター費	36,432	40,000	76,432		51,300		△11,300	14 工事請負費 40,000	○七塚生涯学習センター管理運営事業 40,000 14 工事請負費 40,000 工事請負費 40,000	
5 総合交流促進施設費	40,048	29,293	69,341		27,100		2,193	14 工事請負費 29,293	○総合交流促進施設管理運営事業 29,293 14 工事請負費 29,293 工事請負費 29,293	
6 西田記念哲学館費	129,742	0	129,742			100	△100			
計	450,435	69,929	520,364		78,700	337	△9,108			

(款) 10 教育費 (項) 6 学校給食費

1 学校給食管理費	429,460	979	430,439				979	17 備品購入費 979	○第2学校給食センター管理運営事業 979 17 備品購入費 979 施設備品購入費 979
計	429,460	979	430,439				979		

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 農林水産施設災害復旧費

1 農林水産施設災害復旧費	67,377	1,500	68,877		1,000	45	455	14 工事請負費 1,500	○農地農業用施設災害復旧事業 1,500 14 工事請負費 1,500 工事請負費 1,500
計	67,377	1,500	68,877		1,000	45	455		

給与費明細書

1. 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率:月分)	その他の 手 当				計
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	市長等	3		26,640	10,724 (3.45)		37,364	4,426	41,790	
	議 員	15	69,285		28,039 (3.45)		97,324	17,432	114,756	
	その他の 特別職	1,152	65,252				65,252		65,252	
	計	1,170	134,537	26,640	38,763		199,940	21,858	221,798	
補正前	市長等	3		26,640	10,724 (3.45)		37,364	4,426	41,790	
	議 員	15	69,285		28,039 (3.45)		97,324	17,432	114,756	
	その他の 特別職	1,141	65,070				65,070		65,070	
	計	1,159	134,355	26,640	38,763		199,758	21,858	221,616	
比 較	市長等	0		0	0		0	0	0	
	議 員	0	0		0		0	0	0	
	その他の 特別職	11	182				182		182	
	計	11	182	0	0		182	0	182	

令和7年度 かほく市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第50号

令和7年度 かほく市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度のかほく市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度かほく市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入				
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款	資 本 的 収 入	5 6 6, 0 5 0 千円	8 3, 8 0 0 千円	6 4 9, 8 5 0 千円
第 2 項	工 事 負 担 金	1 3 9, 9 8 0 千円	8 3, 8 0 0 千円	2 2 3, 7 8 0 千円
支 出				
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款	資 本 的 支 出	8 1 2, 3 7 6 千円	8 3, 8 0 0 千円	8 9 6, 1 7 6 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	6 4 1, 3 4 7 千円	8 3, 8 0 0 千円	7 2 5, 1 4 7 千円

（条文の追加）

第3条 予算第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市水道事業会計補正予算（第1号） 実施明細書

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	合計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		566,050	83,800	649,850			
	2. 工事負担金	139,980	83,800	223,780			
	1. 工事負担金	139,980	83,800	223,780	1. 工事負担金	83,800	災害復旧移設補償費（下水道） 83,800

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本の支出		812,376	83,800	896,176			
	1. 建設改良費	641,347	83,800	725,147			
					8. 工事請負費	83,800	災害復旧工事 83,800
	1. 配水設備改良費	525,903	83,800	609,703			

令和7年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第51号

令和7年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度のかほく市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度かほく市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額718,525千円は当年度分消費税資本的収支調整額29,223千円、過年度分損益勘定留保資金9,763千円及び当年度分損益勘定留保資金679,539千円で補てんするものとする。）。

収 入				
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	資 本 的 収 入	1,085,804千円	118,700千円	1,204,504千円
第 1 項	企 業 債	601,600千円	17,200千円	616,800千円
第 2 項	国 県 等 補 助 金	475,339千円	101,500千円	576,839千円
支 出				
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	資 本 的 支 出	1,804,329千円	118,700千円	1,923,029千円
第 1 項	建 設 改 良 費	800,287千円	118,700千円	918,987千円

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	414,600 千円	普通貸借 又は 証券発行	年 3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
災害復旧事業	187,000 千円				204,200 千円			

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第2号） 実施明細書

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		1,085,804	118,700	1,204,504			
1. 企業債		601,600	17,200	618,800			
1. 建設改良債		601,600	17,200	618,800	1. 公共下水道事業債	5,100	災害復旧事業債 5,100
					2. 農業集落排水事業債	12,100	災害復旧事業債 12,100
2. 国県等補助金		475,339	101,500	576,839			
1. 国県等補助金		475,339	101,500	576,839	1. 国庫補助金	53,000	公共下水道事業 53,000
					2. 県補助金	48,500	農業集落排水事業 48,500

支 出

(単位：千円)

款 ・ 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		1,804,329	118,700	1,923,029			
	1. 建設改良費	800,287	118,700	918,987			
	1. 管路施設費	725,214	118,700	843,914	18. 工事請負費	34,900	災害復旧工事 34,900
					24. 負担金、補助 及び交付金	83,800	災害復旧移設補償負担金（水道） 83,800

令和7年第3回かほく市議会定例会議案
(その2)

令和7年第3回かほく市議会定例会提出議案一覧表（その2）

議案第52号	かほく市ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について	1
議案第53号	かほく市職員定数条例の一部を改正する条例について	4
議案第54号	かほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	6
議案第55号	かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第56号	かほく市税条例の一部を改正する条例について	13
議案第57号	石川県西田幾多郎記念哲学館条例の一部を改正する条例について	18
議案第58号	かほく市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	20
議案第59号	かほく市公共下水道条例の一部を改正する条例について	22
議案第60号	市道の路線認定について	24
議案第61号	市道の路線認定について	25
議案第62号	市道の路線変更について	26
認定第1号	令和6年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定について	27
認定第2号	令和6年度かほく市営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	28
認定第3号	令和6年度かほく市墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	29
認定第4号	令和6年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30
認定第5号	令和6年度かほく市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	31
認定第6号	令和6年度かほく市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	32
認定第7号	令和6年度かほく市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	33
認定第8号	令和6年度かほく市大海財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	34
認定第9号	令和6年度かほく市水道事業会計決算の認定について	35
認定第10号	令和6年度かほく市下水道事業会計決算の認定について	36
報告第7号	財政調整基金運用状況報告書	37
報告第8号	健全化判断比率及び資金不足比率報告書	38

議案第52号

かほく市ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

かほく市ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例

かほく市ケーブルテレビネットワーク施設条例（平成19年かほく市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「同時再送信」を「同時再放送」に改め、同条第11号中「同時再送信」を「同時再放送」に、「再送信する」を「再放送する」に改める。

第4条第1項第6号中「再送信」を「再放送」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条第1項中「第6条第1項の承認を受けた者（以下「加入者」という。）」を「加入者」に改める。

第15条第1項中「再送信」を「再放送」に改める。

第23条を第28条とし、第22条を第27条とし、第21条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第22条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条第1号、第6条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第16条、第17条並びに第18条第1項及び第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項及び第20条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条第1項及び第2項中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第23条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 第4条各号に掲げる業務

（2） ケーブルテレビ施設及び設備の維持管理に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、ケーブルテレビ施設の管理運営上、指定管理者が必要と認める業務

（利用料金）

第24条 第13条の規定にかかわらず、前2条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合、加入者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、第13条に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承

認を得て定めるものとし、これを変更しようとする場合も、同様とする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、利用料金について準用する。

(利用料金等の減免)

第25条 指定管理者は、第14条に規定する使用料等の減額又は免除に準じ、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金等を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第26条 既に徴収した利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、やむを得ない理由により業務の提供を中止した場合において、あらかじめ市長の承認を得て、還付することを相当と認めるときは、既に徴収した利用料金等の全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 5 3 号

かほく市職員定数条例の一部を改正する条例について

かほく市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市職員定数条例の一部を改正する条例

かほく市職員定数条例（平成16年かほく市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「選挙管理委員会」の次に「、公平委員会」を、「農業委員会」の次に「、固定資産評価審査委員会」を加える。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 市長の事務部局の職員 274人
- (2) 議会の事務部局の職員 5人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 3人
- (4) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 40人
- (5) 消防長の事務部局の職員 68人
- (6) 上下水道事業の事務部局の職員 12人

第2条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次に掲げる委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の職員をもって充て、当該事務部局の職員の定数のうちとする。

- (1) 選挙管理委員会の事務部局の職員
- (2) 公平委員会の事務部局の職員
- (3) 農業委員会の事務部局の職員
- (4) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第54号

かほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

かほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(かほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 かほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年かほく市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、かほく市職員の育児休業等に関する条例（平成16年かほく市条例第34号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) かほく市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(かほく市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 かほく市職員の育児休業等に関する条例（平成16年かほく市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項中「勤務時間条例」を「勤務時間等条例」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準と

して条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」の前に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(かほく市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 かほく市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年かほく市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「1歳」を「小学校就学の始期」に、「一部を」を「全部又は一部を」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後のかほく市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後のかほく市職

員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「7時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 5 5 号

かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

かほく市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年かほく市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（6） 緊急消防援助隊出動特殊勤務手当

第10条を第12条とする。

第9条中「第7条」の次に「及び前条」を加え、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（緊急消防援助隊出動特殊勤務手当）

第9条 緊急消防援助隊出動特殊勤務手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合で、消防職員が市の区域以外の地域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防活動に従事したとき又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事したときに支給する。

2 前項の手当を支給する場合には、第5条から前条までに規定する特殊勤務手当は支給しない。

（緊急消防援助隊出動特殊勤務手当の加算）

第10条 前条第1項に該当する活動において、当該活動が著しく危険であると市長が認める場合には、緊急消防援助隊出動特殊勤務手当の支給額の100分の100に相当する額を超えない範囲内の額を加算することができる。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

別表に次のように加える。

緊急消防援助隊出動特殊勤務手当	1日につき 1,080円
-----------------	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 6 号

かほく市税条例の一部を改正する条例について

かほく市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市税条例の一部を改正する条例

かほく市税条例（平成16年かほく市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、「(二)」を「(2)」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第20条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第20条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項にお

いて同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
 - 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
 - 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第20条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のかほく市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のかほく市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に

課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第20条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、かほく市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第20条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) かほく市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第20条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第20条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする

議案第 57 号

石川県西田幾多郎記念哲学館条例の一部を改正する条例について

石川県西田幾多郎記念哲学館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

かほく市長 油野 和一郎

石川県西田幾多郎記念哲学館条例の一部を改正する条例

石川県西田幾多郎記念哲学館条例（平成16年かほく市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考欄に次の1号を加える。

- （4） 附属設備の使用料は、規則で定める額とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 58 号

かほく市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

かほく市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市水道事業給水条例の一部を改正する条例

かほく市水道事業給水条例（平成16年かほく市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

給水装置の新設、改造、移設、修繕又は撤去の工事は、管理者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により管理者から事務の委託を受けた者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等又は他の市町村長等が同項の指定をした者が工事を施行する必要があると認められるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

かほく市公共下水道条例の一部を改正する条例について

かほく市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市公共下水道条例の一部を改正する条例

かほく市公共下水道条例（平成16年かほく市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第16条第1項の表を次のように改める。

区 分	基本料金 (1月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき。各区分共通)	
一般汚水	960円	9～50	140円
		51～100	150円
		101以上	160円
公衆浴場汚水	徴収せず	1以上	50円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかほく市公共下水道条例第16条第1項の規定は、令和8年5月分として算定する料金から適用し、同年4月分として算定する料金については、なお従前の例による。

議案第60号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

路線名	起点	終点	主な 経過地	摘要
市道木津 92号線	木津口 91番9 地先	横山レ 367番11 地先		延長 L=141.16m 幅員 W=6.0m~10.24m

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

議案第61号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

路線名	起点	終点	主な 経過地	摘要
市道森 7号線	森ワ 79番4 地先	森リ 177番 地先		延長 L=391.8m 幅員 W=3.6m~8.5m

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

議案第 6 2 号

市道の路線変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

路線名	変更前起点	変更前終点	主な経過地	摘要
	変更後起点	変更後終点		
市道内日角 2 号線	内日角チ 1 9 番 地先	森リ 1 7 7 番 地先		変更前 延長 L = 1, 866. 5m 幅員 W = 2. 10m ~ 7. 98m
	内日角チ 1 9 番 地先	森カ 6 9 番 2 地先		変更後 延長 L = 1, 110. 9m 幅員 W = 2. 93m ~ 7. 98m

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 1 号

令和 6 年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かほく市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 2 号

令和 6 年度かほく市営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かほく市営バス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第3号

令和6年度かほく市墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かほく市墓地特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第4号

令和6年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第5号

令和6年度かほく市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かほく市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第6号

令和6年度かほく市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かほく市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第7号

令和6年度かほく市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度かほく市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 8 号

令和 6 年度かほく市大海財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かほく市大海財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第9号

令和6年度かほく市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度かほく市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第10号

令和6年度かほく市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度かほく市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

報告第7号

財政調整基金運用状況報告書

かほく市財政調整基金条例（平成16年かほく市条例第59号）第7条の規定により、次のとおり財政調整基金の運用状況を報告する。

令和7年8月26日提出

かほく市長 油野 和一郎

1 財政調整基金の概況（令和7年5月31日現在）

（単位：円）

区 分		金 額
前回報告書記載額 (イ)		6,275,613,195
新規基金額 (ロ)		356,654,920
条例第2条第1号によるもの（剰余金）		350,000,000
条例第2条第2号によるもの（積立）		0
条例第4条によるもの（利子）		6,654,920
処分した額 (ハ)		987,448,000
合 計 (イ) + (ロ) - (ハ)		5,644,820,115
内 訳	預 金	1,644,820,115
	有価証券額(券)面額	4,000,000,000
	現 金	0

2 財政調整基金の運用状況

(1) 預金

預 入 先	預金額(円)	利率(%)	摘要
株式会社 ゆうちょ銀行	10,000,000	0.010	定期預金
株式会社 北國銀行	1,634,820,115	0.200	普通預金

(2) 有価証券

証 券 の 名 称	額(券)面額	配当率(%)	摘要
第58回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	0.721	
第148回 福岡北九州高速道路債券	100,000,000	0.731	
第15回 大阪府公募公債	100,000,000	0.721	
第22回 千葉県公募公債	300,000,000	0.698	
第24回 大阪市公募公債	200,000,000	0.655	
政府保証第311回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	0.804	
政府保証第302回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	0.815	
第184回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	0.919	
第195回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	0.872	
政府保証第358回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	0.625	
平成30年度第2回 広島市公募公債	100,000,000	0.639	
第46回 国際協力機構債券	200,000,000	0.664	
第49回 国際協力機構債券	200,000,000	0.333	
愛知県令和元年度第5回公募公債	100,000,000	0.288	
一般担保第269回住宅金融支援機構債券	300,000,000	0.273	
第76回 地方公共団体金融機構債券	200,000,000	0.268	
政府保証第388回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	0.363	

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

かほく市長 油野 和一郎

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.21)	— (18.21)	12.7 (25.0)	51.4 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」が表示される。
- 2 () 内は早期健全化基準である。

2 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	
水道事業会計	下水道事業会計
—	—

備考

- 1 資金不足がない場合は、「—」が表示される。